

子ども食堂もポイントアップ！元気度アップ！推進事業

1 子ども食堂もポイントアップ！元気度アップ！推進事業の概要について

(1) 事業の概要について

65歳以上の高齢者を含む任意の団体が行う互助活動に対し、現金と交換できるポイントを付与して地域の互助活動を活性化し、「地域社会の担い手」として活躍が期待される元気な高齢者の受け皿づくり、高齢者を地域全体で支える地域包括ケアの推進を図る。

(2) 対象となる団体（以下、グループという）

下記の要件について承認を受けたグループ。

組 織 要 件	①鹿屋市内に在住する者で構成された任意の団体 ②対象となる活動について補助を受けていないこと
構成員 要 件	①構成員が3名以上であること ②構成員の半数以上を高齢者（65歳以上）で占めること ③代表者を決め、継続的に活動すること（年10回以上）

(3) 対象となる活動

①グループが主体的に実施する互助活動。

【1】高齢者を支援する活動

- 高齢者の見守り・地域の支え合い活動
 - ・安否確認、声かけ、話し相手、相談相手
 - ・高齢者等の生活支援にかかるボランティア活動
(掃除などの家事支援、外出支援など)
- 高齢者や介護者の仲間づくりへの支援
(地域サロン活動の開催、手伝いなど)
- 介護保険施設等でのボランティア活動
(食事の配膳・下膳の補助、話し相手、清掃、演芸披露など)

【2】地域活性化の活動

- 集落の花壇管理などの美化活動
- 公園や道路などの清掃

- 地区イベント開催時等のボランティア（炊き出し等）
- 地域パトロール（登下校時の子どもの見守り、交通安全指導など）
- 子育て支援の活動（ポイント2倍）
- 子ども食堂への支援活動（ポイント3倍）
- その他の地域貢献活動

【3】その他市長が認めた活動

※グループが主体となって活動の企画を行ったり、実施運営や準備に携わる必要があるため、参加の要請を受け、当日参加するだけの活動は対象となりません。

※次のような活動は対象となりませんのでご注意ください。

- ・行政から指定のある町内会の奉仕作業（年3回ほど）
- ・グラウンドゴルフ・卓球・ヨガ・カラオケなど同好会のような活動
- ・会議・定例会
- ・サロン・イベント等の買い出し・準備
- ・行政から補助を受けている青パト隊等
- ・社協・企業などが主体の交流会や説明会（社協主催のサロン交流会・説明会等）
- ・企業・店舗の集客目的のイベントでのボランティア活動、演芸披露
- ・フリーマーケット出品など収支が伴う活動

② 1回につき3人以上の構成員の参加（うち65歳以上の高齢者が1人以上）が必要です。

※グループ構成員以外の方が加わり10名で活動しても、構成員が2人しか参加していない場合は対象となりません。

③ 1回あたりの活動時間は1時間以上必要です。

※1時間に満たない活動はポイント付与の対象となりません。

(4) ポイント付与・交換

・対象となる活動1回（1時間以上）につき1ポイントを付与します。ポイントは同一日に複数の活動をした場合でも1日当たり1ポイントまでとなります。※子育て支援の活動をした場合、1ポイントを加算します。また、子ども食堂の支援活動をした場合、さらに1ポイントを加算します。

・参加した構成員が3人に満たなかった回、参加した構成員の中に高齢者が含まれなかった回はポイント付与対象となりません。

・ポイントの交換は1ポイント1,000円を基本とし、1グループあたり金額の上限が定められています。上限については鹿屋市社会福祉協議会へご確認ください。

2 事業の流れ

(1) グループ登録・承認について

登録を希望するグループは、鹿屋市社会福祉協議会本所又は各支所（以下「社協」という。）へ登録申請書とグループ名簿を併せて提出してください。その後、社協よりグループ承認・不承認通知書が交付されます。

※活動内容や構成員等変更があった場合には登録内容変更届の提出が必要です。

(2) グループによる活動の実施

ポイント付与の対象となる活動は、グループが主体的に実施する互助活動とします。

(3) ポイント付与について

10月と3月に、活動実績表とポイント付与申請書を社協へ提出します。ポイント付与の対象活動1回に1ポイントを付与します。

(4) ポイント交換について

グループは、社協へポイント交換申請書を提出します。1ポイントあたり1,000円で計算し、現金との交換となります。

※交付の上限については社会福祉協議会へご確認ください。

※3月までに交換申請を行わなかったポイントについては翌年度に繰り越すことが出来ないため、3月31日付けで必ず3月末までに申請をしてください。

～子ども食堂もポイントアップ！元気度アップ！推進事業Q&A～

(問1) 元気度アップ・ポイント(個人)に登録している高齢者(ポイント手帳を所持)は、グループの構成員になれるのか？また、ポイントの扱いはどうなるのか？

構成員になれる。

元気度アップ・ポイント(個人)に参加している方が、グループで活動した場合、個人にポイントを付与するとともに、グループの活動に参加した構成員としてカウントすることになる。

(問2) NPO法人、社会福祉法人、社団法人等の各種法人は、グループ登録の対象となるのか？

法人として取り組む事業活動は対象としない。

なお、法人に所属する社員や会員が有志で互助活動(法人の事業活動以外のもの)を行う任意のグループを立ち上げ、活動するような場合は対象となる。

(問3) 補助金を受け取っていないことがグループの要件となっているが、具体的にはどういった場合が対象とならないのか？

国や県、市町村から、ポイントの対象となる活動に対し補助金(助成金)を受け取っている場合は対象とならない。

【例】

- ・グループが委託した委託事業の中で実施している活動：×
- ・運営費や報償費を受領して実施している活動：×

(問4) 複数のグループの構成員になれるのか？

なれる。

(問5) グループの構成員人数に上限はあるのか？

構成員の数に上限は設けていない。

(問6) グループの構成員要件、1回の活動あたりの参加人数が3名以上であるのはなぜか？

まずは小さな単位で互助活動グループを立ち上げていただくため、グループとして活動する最も小規模と考えられる人数として3名としたものである。

(問7) ポイントを参加人数に関係なく、活動回数で評価するのはなぜか？

高齢者を含む地域住民によって、様々な互助活動が展開される地域づくりを目指しており、活動に継続的に取り組んでいただくためにも、活動の回数でポイントを付与することとしている。

(問8) ポイント付与は1時間以上の活動につき1ポイントだが、例えば2時間の活動でも1ポイントか？また、1日に1時間以上の活動を2つ実施した場合のポイントは？

1日に何時間活動しても、何回活動しても、1ポイントの付与となる。

(問9) 子ども食堂もポイントアップ！元気度アップ！推進事業のポイントは繰り越せるのか？

ポイントの繰越は行わない。

ポイントの付与・交換は、当該事業の実施年度に行われた活動に対して行うこととしている。

(問10) グループによるポイントの付与・交換の時期は決まっているのか？

ポイント付与は、4月から9月までの実績を10月、10月から3月までの実績を3月に提出すること。

(問11) 登録の要件「継続的な活動」の目安は何回か？

最初の登録申請の際の年間活動予定回数10回以上が目安となる。

(問12) 見守り隊の定例会は活動対象とならないか？

定例会の後にボランティア活動をすれば対象となるが、定例会についてはあくまでも直接的な支援ではないので対象とならない。